



## 目的明示の事例紹介

**「久しぶりにお茶しない？」と友達を誘った。  
その席で興味があるかもしれないと思い、  
ビジネスの話、商品の話をしたが、  
その手の話には興味がないと断られた。**

**何が問題なのでしょう？**



**ここが問題です！**

**目的を明示せずに、  
連鎖販売取引の勧誘をする行為は  
特商法違反です。**

**消費生活センターへの苦情実例として、  
「腰痛セミナーと聞いたが、実際は  
化粧品の販売だった」  
「同窓会の打ち合わせで会ったら勧誘された」  
というものがあります。**